

一般支給対象者以外

庄原市子育て世帯支援臨時給付金申請書

庄原市  
受付印

令和6年12月13日時点の住民票所在市

庄原市長 殿

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )
個人番号	申請者の住所(令和6年12月13日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
		年 月 日	電話 ( )
個人番号	配偶者の住所(令和6年12月13日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童(高校生)にのみをつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日				
2				年 月 日				
3				年 月 日				
4				年 月 日				

※同居・別居の別については令和6年12月13日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- 【公務員の方のみ】令和6年12月分の児童手当の受給対象者であることについて、裏面の受給者証明書様式により所属庁において証明書を作成のうえ本申請書を提出してください。  
※令和6年10月分より、高校生年代の児童も児童手当の対象児童となっています。
- 本人確認書類(自動車運転免許証等)
- 申請者名義の振込先口座確認書類(通帳等)
- 【対象児童の住民票所在地が庄原市外の場合】対象児童の住民票(本籍・筆頭者、世帯主・続柄が省略なし)

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 庄原市低所得世帯生活支援金事業(こども加算)の対象者ではありません(対象であった場合には、子育て世帯支援臨時給付金を返金します)。
- 子育て世帯支援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、庄原市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、庄原市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 庄原市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、庄原市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、庄原市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和5年の所得額が変更となり改正前の児童手当法における所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯支援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯支援臨時給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)

## 5. 受取方法

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

**(公務員の方のみ)** ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

### 公務員児童手当受給対象者証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 対象児童)に係る、

令和6年12月分の児童手当受給者

令和7年1月分以降に児童手当受給資格の認定を受けた者 (令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月分から認定)

※令和6年12月1日から令和7年3月31日までに生まれた児童が対象

であることについて証明します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

証明者

( 証明事務担当  
担当課(室)・担当係  
電話番号 )

## 参 考

改正前の児童手当法における本則給付相当(所得制限限度額)			
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入の目安 (万円)	
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。 扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	※2 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していません。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	

本市独自の給付金であるため、庄原市にご提出ください。支給対象者は、基準日(令和6年12月13日時点)において住民票所在地が庄原市であることが条件となります。

一般支給対象者以外

庄原市子育て世帯支援臨時給付金申請書

庄原市  
受付印

令和6年12月13日時点の住民票所在地  
庄原市長 殿

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

申請者の個人情報表: 氏名(カシミ タロウ)、性別(男)、生年月日(昭和)、住所(市××丁目△△番地)、電話(111(111)1111)

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有・無

記入日 令和 年 月 日

申請者の配偶者情報表: 氏名(カシミ ハナコ)、性別(女)、生年月日(昭和)、住所(市××丁目△△番地)、電話(222(111)1111)

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

対象児童一覧表: 2名(震一郎、震花代)の登録情報。年齢制限(平成18年4月2日~平成21年4月1日)に関する注釈あり。

「プッシュ型」での支給対象となっていない児童について記入してください。

平成18年4月2日~平成21年4月1日生まれの児童の場合は、○を記入してください。

※同居・別居の別については令和6年12月13日時点の状況を選択してください。

4. 添付書類

- (1)【公務員の方のみ】令和6年12月分の児童手当の受給対象者であることについて、裏面の受給者証明書様式により所屬庁において証明書を作成のうえ本申請書を提出してください。
(2)本人確認書類(自動車運転免許証等)
(3)申請者名義の振込先口座確認書類(通帳等)
(4)【対象児童の住民票所在地が庄原市外の場合】対象児童の住民票(本籍・筆頭者、世帯主・続柄が省略なし)

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
(2)庄原市低所得世帯生活支援金事業(こども加算)の対象者ではありません(対象であった場合には、子育て世帯支援臨時給付金を返金します)。
(3)子育て世帯支援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、庄原市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(5)この申請書は、庄原市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
(6)庄原市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、庄原市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、庄原市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(7)給付金の支給後、令和5年の所得額が変更となり改正前の児童手当法における所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯支援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯支援臨時給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)

受取口座を記入してください。  
 また、振込金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を必ず添付してください。

5. 受取方法

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
〇〇	銀行	千代田	支店	普通	〇〇〇〇〇〇〇〇	カスミ タロウ
金融機関番号	〇〇〇〇	店番号	〇〇〇			霞 太郎

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

公務員の方で、  
 児童手当の受給  
 が確認できる書  
 類が無い場合  
 には、所属庁に  
 この証明欄の  
 作成を依頼し  
 てください。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 対象児童)に係る、

令和6年12月分の児童手当受給者

令和7年1月分以降に児童手当受給資格の認定を受けた者 (令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月分から認定)

※令和6年12月1日から令和7年3月31日までに生まれた児童が対象

であることについて証明します。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

証明者

証明事務担当  
 担当課(室)・担当係  
 電話番号

参 考

改正前の児童手当法における本則給付相当(所得制限限度額)			
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入の目安 (万円)	
0人 (前年末に児童が生ま れていない場合 等)	622	833.3	※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者 及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設 に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」 といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の 12月31日において生計を維持したものの数をいいま す。 扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース) は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶 者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族で あるときは44万円)を加算した額となります。
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	
2人 (児童1人+年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	
3人 (児童2人+年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	736	960	
4人 (児童2人+年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	774	1002	
5人 (児童2人+年収103万円 以下の配偶者の場合 等)	812	1040	

※2  
 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していま  
 す。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療  
 費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制  
 限を確認します。